

明石市仮使用認定取扱い要領

平成28年2月作成

法→建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)

規則→建築基準法施行規則(昭和25年11月16日省令第40号)

提出先	特定行政庁(建築主事を経由)	
提出部数	正本、副本各1通	
手数料	12万円	
様式	○仮使用認定申請書	法第7条の6第1項第1号の場合(規則第33号様式) 法第18条第24項第1号の場合(規則第42号の20様式)
添付書類	<p>① 確認済証、及び確認申請書第1面から第6面までの写し (指定確認検査機関において確認済証が交付されたものにあつては副本写し一式)</p> <p>② 付近見取り図</p> <p>③ 配置図</p> <p>④ 各階平面図</p> <p>⑤ 立面図</p> <p>⑥ 断面図</p> <p>⑦ 設備図(防火、避難にかかると部分)</p> <p>⑧ 工程表</p> <p>⑨ 安全計画書(平成27年5月27日国住指第558号国住街第40号 別紙3様式)</p> <p>⑩ 安全上の措置等に関する計画書(規則第69号様式)</p> <p>⑪ 安全計画書(工事計画書)(平成27年5月27日国住指第558号国住街第40号 別紙5様式)</p> <p>※③から⑦については仮使用部分を明示し区画部分について使用材料等を明示</p> <p>※⑩、⑪については建築基準法施行令第147条の2に定める建築物の場合のみ添付</p> <p>※⑩、⑪を提出する場合は⑨の添付不要</p>	

(以下参考)

新築の場合

1. 適用除外となる建築物
 - ・法第6条第1項第4号に該当する建築物
2. 認定基準と安全計画
 - ・「工事中建物の仮使用手続きマニュアル」P31参照
 - (財)日本建築防災協会 (改正建築基準法対応版)

増築等の場合

1. 適用除外となる建築物
 - ・法第6条第1項第4号に該当する建築物
 - ・「避難施設等に関する工事」が含まれない、又は軽易な場合
避難施設の定義は建築基準法施行令第13条による
軽易な工事の定義は建築基準法施行令第13条の2による
2. 安全対策と代替措置
 - ・「工事中建物の仮使用手続きマニュアル」P40～P50参照
3. 工事に関わる安全計画
 - ・「工事中建物の仮使用手続きマニュアル」P51～P58参照

明石市仮使用認定事務処理フロー

平成28年2月作成

一般	関連条項 法7条の6、法18条、令13条、令13条の2、規則4条の16、規則8条の2 法90条の3、令147条の2、規則11条の2
項目	仮使用認定申請について
内容	<div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[申請者] --> B[建築安全課] A --> C[消防予防課] B --> D[申請者] D --> E[建築安全課] E --> F[建築安全課] F --> G[建築主事] G --> H[都市整備部長] H --> I[消防予防課] I --> J[申請者] J --> K[仮使用認定通知書交付] </pre> </div>
参考文献	工事中建物の仮使用手続きマニュアル 指定確認検査機関等による工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル
その他	現場検査については、現地にて安全上、防火上及び避難上支障がないことを確認する

